

別表3

補助金等交付の停止

事案	措置要件	補助金等交付停止期間	備考
1	【補助金等に関する不正行為】 偽りその他不正の手段によって補助金等の交付を受け、又は融通を受けたとき	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から36月	
2	補助金等の他の用途への使用があったとき	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から12月	以後、同補助金の交付はできない
3	【補助金等に関する不適切な行為】 補助事業の実施に当たり、補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で補助金等の交付の相手方として不適当であるとき	処分を発した日又は補助金を返還した日のいずれか遅い日から8月	
4	【要綱に基づく報告義務違反】 事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき (天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く)	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月	

※この措置は、不正及び不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

※再停止期間は2倍とする。